
平成26年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成26年6月20日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成26年6月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)
日程第4 議案第11号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
日程第5 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出
について
日程第6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)(討論・採決)
日程第4 議案第11号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
日程第5 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出
について
日程第6 議員派遣について
-

出席議員(16名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	前崎 浩二君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	升谷 高広君			
会計管理者兼会計課長	……………				松本 康男君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第1、諸般の報告を行います。

陳情・要望につきまして、総務文教常任委員会に審査をお願いしておりました陳情・要望第17号海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める陳情は、審査の結果、県内同一歩調とするのが望ましいことから、現時点においては議員配布となりましたので、お手元にお届けしております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第2. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告が3名でありますので、通告順に質問を許します。2番、平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。改めまして、おはようございます。私、柳井地区広域消防組合について、一般質問の通告をしております。

一般質問に入る前に、議員各位にお断りを申し上げ、一言述べさせていただきます。この3月に、柳井地区広域消防組合の消防隊員の方が病気にて亡くなられたことに対しまして、20年余りの消防隊員の職務に対して、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、通告させていただきました2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、柳井地区広域消防組合の非常時体制についてであります。現在、周防大島町には柳井地区広域消防組合より、西部、中部、東部出張所の3施設が配置されています。常時、非常時体制に向けて訓練をされているのを拝見し、さらには消防車の要請、火事への消火活動、大雨災害等、我々郡民にとって大変感謝いたしているところでございます。

ただ、一つ懸念しているところは、3出張所とも所長を含めて5名から6名であり、もし救急車の要請で出動した場合、出張所には所長を含め1名か2名となり、幾ら大島柳井地区の応援があったとしても、自然災害、火災発生、救急車への要請、対応が果たして可能であるかと考えるわけであります。周防大島町からの負担増はあるにしても、3出張所への消防隊員の増員を消防組合への提言ができないものか、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目であります。防災・減災に向けて建設業者の災害モニター制についてであります。本町の将来像は、元気にここに安心して21世紀に羽ばたく先進の島の実現に向けて前進しています。本町も執行部、議会とも自然災害に向けて防災・減災に力を注いでいるとは思いますが。

地震・災害の対応、対策は発生後であります。台風等風水害は予防等で対応、対策が事前に可能であると考えます。発電機等は、どういった対応かわかりませんが、建設業者、リース業者との委託契約をされていると聞いております。台風等での大型土嚢積み、小型土嚢積み等の防災材の設置、準備、及び重機、ダンプ等の準備を地区から地域といったエリアを建設業者と業務委託を検討されたらどうかとお尋ねします。

以上、2点について質問をいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、平川議員さんの柳井地区広域消防組合の非常時体制についてという御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

議員さん仰せのとおり、町といたしましても、柳井地区広域消防組合が住民の生命や財産を守るため、大変大きな貢献をいただいていることに対しましては、心から感謝をしているところでございます。

さて、御質問の非常時体制についてでございますが、それぞれの出張所において、隊員5名程度が2分隊、交互に24時間体制で出務をいたしております。火災時には、隊員の全員が出動するということとなりますので、出張所へは非番の隊員が出務をするということとなります。救急車の要請や次の有事に備えるなどの対応をいたしておるところでございます。

また、条例定数は141名で、4月1日現在の職員数も141名ということで、定数を充実しておると、満たしておるところでございます。定数増につきましては、この広域消防組合のほうからの要望につきましては、特に聞いてはいないわけでございますが、今の御質問は、この定数を増にして、出張所の要員を増やしてはどうかという御質問趣旨だろうと思っておるところでございます。このことにつきましては、当然、その隊員数が多いほうが対応が十分できるということはよくわかっております。このことにつきましては、同組合とか、または、当然その、この組合の管理者であります柳井市長もおりますので、ここらとも協議をしなければならないというふうに思っておるところでございます。

2点目の防災・減災について、建設業者との委託協定などという御質問でございました。

本町は、御存じのとおり、昨年7月23日に山口県建設業協会大島支部と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結いたしました。地震、風水害、その他の大規模災害が発生した場合に、町の要請により、応急対策に協力をしていただくということとなっております。

しかしながら、この協定は、今、御質問にもありましたように、大規模災害が発生した場合での対応でありますので、平川議員さんの御質問の台風など、ある程度予測できる風水害の対応、対策については、事前に対策を講じるようにということにはなっていないわけでございます。

台風等の襲来が予想された場合は、消防団等に樋門、陸閘等の閉鎖をお願いし、状況によっては土嚢等を設置していただいておりますし、必要に応じ、関係各課や総合支所において、危険箇所等の点検、見回りを実施し、対応、対策をとっているのが現状ということになっております。

議員さん御指摘のとおり、事前の対応は大変重要と考えておりますので、このことについても、よく研究をしてみたいと思っておりますし、また、協会とのその協定の中で、そういうことが可能かどうかというのを調査してみたいと思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 先程の答弁で、隊員条例数141名で現在も条例定数を満たしているということは十分理解しました。

しかしながら、救急車、消防車等が到着まで、本来は時間がかかっていないのでありますが、当事者及び関係者にとって、一刻も早く来てほしい余り、町民の声に救急車、消防車の到着に時間がかかるという声を聞きます。これは、やはり、その先程町長が答弁でありましたけど、「条例定数は満たしておりますよ」ということで「満足はしておるんですが」って言うけど、やはりその辺は住民には時間がかかっているんじゃないかということで声が多く上がっております。

大島の中では、渋滞というのはほとんど考えられないし、隊員の機敏な行動には、特に感謝しているところで、やはり隊員不足が、私どもはやはり要因に考えるわけでございます。

火災時には全員出動のため、対応には非番の隊員出動で対応しているとのことでありますが、それらには必要最小限というのがあります、今現在、全国各地で大震災が発生し、さらには未曾有の大被害が発生しており、本町においては、防災訓練、防災講演会、自治会自主防災組織の啓発等、職員一丸となって防災・減災に向けて取り組んでいるのは十分理解しておりますが、例えば地震が発生し、建物の倒壊が発生した場合、自主防災組織で救出が不可能の場合、隊員の要請が必要となり、ほかの出動等があり重なった出動となり、他地区からの応援等では対応が困難となることを踏まえれば、もう一度同じことを申し上げますが、隊員の増員は検討しなければならないと考えます。

町長は、第一に他町村に比べ最大限に安心・安全なまちづくりに力を注いでいるということは十分認識しておりますが、その辺について再度お尋ねを申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 救急車とか消防車などの緊急車両につきまして、いかに早く、また正確に現地に到着し、そして救急搬送等措置を早くしてほしいということは、誰しもが共通して考えていることだろうと思っております。

特に、今、時間の問題がありましたので、ちょっとそこで統計的な数字が出ておりますので御紹介したいと思います。救急車の到着にかかる時間でございますが、電話を受けまして現場に到着するまでの時間は、柳井広域消防全体での統計上の数字ですが、柳井広域消防全体では9分04秒ということになっております。これが周防大島だけに限って申し上げましたら、9分48秒ということで、若干時間がかかっておるということになります。

それで、またこれを出張所別でから分けてみますと、東部出張所、特に旧東和町エリアを管轄している出張所でございますが、これになりますと11分21秒という統計上の数字が出ております。このようなことになっておりますが、これは特に11分21秒の東部出張所につきましては、やっぱり地理的な要因が大きいのではないかというふうに考えております。

また、災害発生の初動段階におきましては、みずからの身はみずからで守るという自助、そして地域の皆さんの協力体制という共助が大変重要というふうにいつも申し上げておるわけでござ

いますが、議員さん仰せのとおり、公助という公の出動ということも大変重要なことは言うまでもございません。

今、御指摘がありました職員数につきましては、柳井広域消防組合を管理しておる管理者であります柳井市長、そして、消防長というのは現場を管轄している広域消防のトップでございますが、この管理者や消防長からも現状定数について、不足しており、増員を要請するということは、まだ今のところ聞いていないんですが、このことにつきましては、私のほうからも管理者や消防長にそういう検討をする必要はないのかということ協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 今、町長から到着時間というもので、9分余りということでお聞きしました。

本町も自主防災組織というのをつくっておきまして、この救急車等が来るのが遅いという声が随分ございまして、今回、この3月には心臓マッサージ、それとAEDの講習を救急救命士さんが来られて、1時間余りやっていただきました。

やはり、到着時間というのが、救急車で、例えば、僕が先程申し上げたように、時間が9分幾らというのが、要は僕が言いたいのは重なった場合、たまたま重なるということで考えておるわけです。だから、1名ずつ増やすということになると随分のお金がかかると思いますが、柳井地区広域消防組合へ、本町も当初予算では3億100万7,000円ですか、負担金が上がっておりますが、消防隊員、救命士等の増員を図り、非常時体制へ向けての休養及び重なった出動等を考慮すれば、南海トラフ地震、大雨等に向けて、今以上の組合議会への負担増は、今後避けて通れないのではないかというように思うわけでございます。

先日、6月4日に自主防災組織リーダー研修会があり、自助、共助の観点から自主防災組織確立の啓発も大いに必要であり、自然災害に対する住民の意識の高揚も重要課題ではありますが、特に、同じことを申し上げますが、公助の非常時体制は、今以上に充実が必要と考えます。町長の答弁ではおりますが、再度、その辺、もう一度お願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、平川議員さんの御指摘のとおり、幾ら設備や施設を充実いたしましても、それを扱う職員が不足しておれば、効果的な活動は期待できないというのは、まさにそのとおりだと思います。

最少の職員数で最大の効果を発揮するというような意味合いもあって、日々の訓練に励んでいただいておりますが、今、議員さんのほうからありましたように、増員ということになりますと、当然、その柳井地区広域消防組合、ここの意向もございまして、ま

た、組合を構成する市・町の協議も当然必要でございます。

今、おっしゃられたような、まさに負担金へのはね返り、増額ということも考えられますので、このことにつきましては組合議会、そして構成市・町のこのような議会、それらの協議も当然必要になってまいります、そのような中で、公助の強化も考えまして、議論が必要になってくるのではないかと思います。

先程も申し上げましたが、まずは管理者である柳井広域消防の管理者——柳井市長でございますが、ここと、そしてまた広域消防のトップであります消防長の現場の意見も聞いてみたいと思います。

参考までに申し上げますが、例えば交代勤務、職員数を増というふう考えた場合、出張所の職員数を例えば1人ずつ増員するというふう考えた場合、当然、交代勤務でありますので、1人ふやすために1人ではできないと、対応できないということになります。

そういたしますと、その1人に対して交代勤務が要りますし、なおかつ週休2日制でございますので、週休日または休日日、そしてまた年休日、そして研修等を考えますと、1人増やすためには3人とまではいきませんが2.何人というぐらいの人数をふやさないと1人確実な増員にならないというふうに思っているところでございまして、1出張所当たり2から3名の増員があつて初めて、常時1名が増員になるという形になります。

そのようなことを考えますと、出張所が5カ所ありますので、5出張所で10名から15名という全体での増員数になるわけでございますので、大変大きな人件費等も考えまして大きな問題になってくるのではないかと思いますので、このことにつきましては、まずは柳井広域消防組合の管理者、そして消防長等とも「このような御意見があるかどうか」ということにつきましても協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） この問題は、町長の答弁で十分理解しました。周防大島町が単に決められる問題ではありませんが、できるものなら柳井地区広域消防組合へ提言し、十分なる協議をしていただくことをお願いし、1点目の質問を終わります。

次に、2点目でございますが、御存じのように、災害には迅速な対応、対策が必要であります。これから、梅雨、台風の季節になりますが、台風、大雨注意報、さらには警報が予報された場合、災害モニター制を敷いていけば、人員確保、重機の準備、大型土嚢、小型土嚢製作に向けての材料確保を行い、待機をしておられる状態になります。

また、そういった場合、各総合支所の地域支援班も待機していると思いますが、その指示等が迅速に行うことが可能であり、生命を守ることはさることながら、家屋等の財産も守る上におい

て必要不可欠と考えます。

町長も御存じだろうと思いますが、平成17年の台風14号襲来による大雨災害において、大島郡全土で大きな被害を受けましたが、消防団員、建設業者の出動により可能な限り減災になったと痛感しております。

それらを教訓に、防災・減災に向けて、建設業者と業務委託をしていれば、町職員も迅速な対応が可能と考えます。その点について、再度お尋ねを申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先程申し上げました山口県建設業協会大島支部と締結をいたしました、大規模災害時における応急対策業務に関する協定というその協定の内規には、あらかじめ地区役員が定められておまして、支援要請を受けた地区役員は対応業者を速やかに選定し、業務を依頼するというふうな規定になっております。

この協定で、今、おっしゃられました事前に業務委託等をしておいてはどうかということですが、例えばそのようなことが、そのような内容をこの協定の内規の中に盛り込むことができるかどうかということございまして、例えばこちらでは協定を結んでおるけど、こちらとは全く別の業務委託をしておるということになると、業者さんはどちらも同じ業者さんがベースにあるわけでございますので、そのような別々の内容を別々にやるということはいかがと思いますので、そのような内容を盛り込むことが可能かどうか、また、建設業者とか関係者への業務委託ということが本当に含めてそこらかどうかということは、さらに今の協定の内規と、そしてまた建設業協会のほうとも一緒になって調査研究をしていきたいと思っております。

今、議員さんがおっしゃられたように、これまでのたくさん自然災害には見舞われておまして、たくさんの大きな被害を受けておりますが、いずれにいたしましても建設業者さんに大変大きな協力をいただいておりますことについては、紛れもない事実でございますので、そしてまた、それを迅速に、そして的確に業者との連携がとれるということで、まさに減災につながるものと思っておりますので、そこらあたりは十分な調査研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 最後になりますが、先程の質問で述べましたが、自主防災組織の確立の啓発も大いに必要でありますので、先程町長の答弁でございましたが、建設業者との協定を含めて、その辺も十分検討し、公助における防災減災に向けて非常時体制づくりについて、最初の質問同様に、いま一度早急に検討していただくことをお願いし、2番、質問を終わります。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 以上で、平川議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。私は久賀公民館の耐震補強工事よりも、新しく建てかえるべきだと思いますが、町長及び教育長の考えをお伺いいたします。

近い将来、南海トラフによる巨大地震の発生が予想されております。公共施設の耐震化が急がれております。本町は、久賀、明新、島中の各小学校耐震補強及び改修工事で、本年度をもって町内公立小学校の耐震化率が100%を達成することができます。町内の小中学校耐震補強工事及び改修工事が完了したら、次に公共施設の耐震化率の向上に取り組むことになります。

私は、公共施設の耐震補強及び改修工事することにつきましては、何ら異論はありません。しかし、既存の公共施設も長年利用し老朽化が進んでおります。耐震基準が昭和57年に見直された状況下において、昭和56年以前に建築された久賀公民館は新耐震基準を満たしていないので、耐震補強工事すべきか、解体すべきか、新築すべきか、しっかり協議検討すべきであったと思います。

去る3月定例町議会の総務文教常任委員会において、久賀公民館の建てかえについては、耐震の2次診断で耐震補強で十分との報告であるため、建物の建てかえは検討していないと担当課長は答弁されました。

ただ、耐震補強工事を優先し、公民館運営協議会等で十分な審議もなく、公民館学級生や地元の住民の皆さんにも何ら説明もしないまま、意見も聞かないまま、住民を無視した一方的な考え方で久賀公民館の耐震補強工事に係る測量、設計、監理業務費として、新年度当初予算に1,600万円が計上されております。

仮に、多額の費用を要する耐震化工事を施工しても、また使い勝手の悪い施設は利用者も減少し、延命化にならないことから、公民館の建てかえを検討すべきであったと思います。

執行部から、耐震調査において、久賀公民館は倒壊のおそれはないが、耐震補強工事を行う必要があるとの耐震診断結果に基づき、耐震補強工事及び改修を行うという簡単な説明がありました。町民の皆さんに納得していただけるような説明をお願いいたします。

昭和53年に竣工した久賀公民館は、久賀図書館を併設した心豊かな文化のまちづくりを目指す町民の研さんの場として、また、世代が語り合う対話の場として建設されたもので、隣接する児童遊園地、プール、町民運動場とともに教養、文化の総合的な役割を担う施設として、大島郡では立派な久賀町民センターがオープンいたしました。

しかし、当初から大勢の町民の皆さんが集まる2階に大会議室があり、和式トイレでバリアフリーの観点からも障害者の方はもちろん、お年寄りにとって大変苦勞しています。車椅子で来られた方が2階の会議室に上がれないときは、車椅子に乗せたまま、職員二、三人で車椅子を持ち上げ、運んでいました。また、階段を歩いて上がる方ができない方については、職員が背中に

おんぶして階段の昇り降りを援助しておりました。そのような建物の構造的な問題がある久賀公民館を耐震補強工事し、立派に改装しても、大会議室を1階に移動することはできません。

昨日ありました久賀シニアクラブ連合会総会・ふれあいの集いが大島防災センターで開催されました。本来ならば公民館で開催される場所ではありますが、2階の大会議室がネックになっているようです。他の団体も同様な理由で、公民館での集会等を敬遠しております。

大島郡防災センターは、大規模な災害が発生した場合には、施設内には現地災害対策本部を設置するなど、災害応急対策拠点として、また平常時には展示施設による防災教育や一般県民への防災活動の場を提供する等により、地域の防災力の向上を図る目的で建設されたものであります。公民館が使い勝手が悪いので、そのかわりに貸館的に利用されるような防災センターであってはならないと思います。

また、公民館施設全体において、音響、照明、空調、機械、電気設備等の不備や欠陥が多々あり、雨漏りやトイレの修繕で何度も補修工事を行っております。そんな時代遅れの公民館を耐震補強工事に何億円もの公費を費やして補修するよりも、この際、これから何十年間先を見据え、将来、高齢化社会における生涯学習の観点からも、公民館のあるべき姿を描き、コンサート、演劇など多くのイベントや講演、講座など、町民の皆さんのニーズにマッチした文化ホール的な魅力のあるコンパクトな公民館を建設することが生きがいつくりや子育て支援等、今後のまちづくりに重要な施策展開を図る上でも不可欠であると思います。

公民館は、地域の人たちが集い、学び、交流する機会や場を提供することを通じまして、それぞれの地域における生涯学習、社会教育の中核的な拠点として大きな役割を果たしております。

しかし、近年、少子高齢化、核家族の進展、情報技術の高度化、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人間関係や連帯感の希薄化など、地域コミュニティの再生が大きな課題になっています。

東日本大震災を契機として、人と人とのつながりや地域のきずなの大切さが再認識されたこともあり、公民館は、改めて地域再生や地域の教育力を高めていく上で、核になる場所として大いに期待されております。また、災害時の避難場所にも指定されており、公民館は地域において非常に重要な役割を果たしております。久賀公民館を新築するよりも耐震補強工事をするほうが予算的に軽減できるというような安易な考え方で検討すべきではないと思います。

現公民館は、鉄筋コンクリート造りであり、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省で定められた耐用年数を鑑みれば、耐震化補強しても数年後には解体しなければならない羽目になります。公民館の利用者を増やすためには、久賀公民館の耐震補強工事よりも、新しく建てかえるべきだと思います。

また、今日、自動車利用者の増加により、駐車場を確保し、集まりやすく立地条件によい久賀

地区に文化ホール的なすてきな公民館を、福祉科が廃止となった周防大島高校久賀校舎テニスコートの遊休地に新築し、人の行き交う、賑いのあるまちづくりに取り組むべきだと思います。町長及び教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの久賀公民館について、耐震補強ではなくて建てかえるべきではないかという御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

その前に、ちょっと少し困惑をいたしておりますので、このことについては申し上げておきたいと思いますが、実は、今既に、この耐震補強に対する実施設計は発注されております。そして、この実施設計の予算でございますが、この3月の定例議会で御議決をいただいたものでございます。まさに、3月の定例会議で、一般会計予算全てを可決成立いただいたわけで、そしてまた、私たちは、その中にある耐震補強のための実施設計予算を使って、実施設計をもう既に実施をいたしております。

ちょっと、そこの前に考えてみますと、この予算につきましては、総務文教常任委員会に付託をされ、そして吉田議員さんも副委員長として御審議をいただきました。この久賀公民館を耐震補強するというための予算を、委員長報告では常任委員会では全員賛成で御議決いただいたということになっておりますので、私は、今ちょっとこれを受けまして、町は耐震補強のための設計業務を始めたわけでございますが、今の御質問は、久賀公民館は耐震補強するよりも新しく建てかえるべきというふうな御質問でございますので、この3月の議会議決と今回の一般質問は真逆な質問でございますので、非常に困惑をいたしておるということでございます。

それは、補強するための実績予算を提案させていただいて、そのことについて御賛成をいただいた議員さんが、それは違つとったというふうなことを御質問いただくと、私たちはどのような答弁をすればいいのかなというふうに思っておりますが、しかしながら、御質問でありますので、御答弁をさせていただきたいと思いますが、久賀公民館は、延面積が2,430平方メートルで、鉄筋コンクリート3階建て、最大380名収容できる大ホールを初めとして、調理実習室など7室に加え、図書館を併設し、昭和53年に総工事費2億8,000万円で建設をされたものでございます。

しかしながら、昭和56年以前の旧耐震基準によって設計された建物につきましては、耐震強度の不足が懸念されるということで、耐震診断をしなければならないということが出てまいりました。

本町では義務教育施設に続きまして、この久賀公民館についても平成23年度に耐震1次診断、そして、昨年、耐震2次診断を実施いたしました。その結果でございますが、2階部分一部に補強が必要であるという結果が報告されましたが、耐震補強をすれば十分活用できるという診断結

果でありますので、耐震補強による改修が妥当であるというふうに判断をいたしておるところでございます。

事業費につきましては、耐震補強工事は1億5,000万円程度というふうに見込んでおります。しかしながら、屋上の防水工事とか、外壁も相当見苦しくなっておりますので、この外壁の改修などを合わせまして約2億円程度を試算をしておるところでございます。

また、御質問の、原状規模での改築をしたほうがいい、新築をしたほうがいいのではないかとということでございますが、その場合、ごくごく概算でございますが、約10億円程度の事業費が見込まれるということになります。補強が可能な建物を、現状、補強で対応できる建物を解体して、新たに新築建てかえするというのであれば、当然その補助金等は見込めないわけでございます。一般財源での建設ということになります。合併に伴う交付税措置も来年度から縮小されるということになりますし、大幅な財政負担とか財政圧迫になるのではないかとということが危惧されるわけでございます。できるだけ効率的な財運営をしなければならないという観点からも補強工事が適当であるというふうに思っているところでございます。

また、周防大島町では、現在300人以上が収容できるという総合センター的な建物、そういうふうなホールを持っておる建物が、旧町ごとに設置をされておまして、さらに久賀地区には、すぐ隣にバリアフリーの山口県大島防災センターにも300人程度が収容できる多目的ホールがありますので、久賀公民館と併用しながら、活用を図って行きたいというふうに考えております。

なお、久賀公民館の耐震補強工事等に係る設計監理業務の委託につきましては、既に今、入札は終了いたしておまして、今後、内装とかトイレなどの補修、そして2階へ、今、議員さん御指摘がありました2階への昇降施設などについても検討してまいりたいと思っているところでございます。

加えまして申し上げるならば、住民、利用者への説明もなく耐震補強を決定したという御発言でございましたが、耐震補強工事をすべきか、解体すべきか、新築すべきかということをしっかり協議議論すべきであるとの御意見でございましたが、先程も申し上げましたとおり、本町における人口規模の状況の中で考えてみますと、町内に収容人員300人規模のホールが計5カ所あるわけです。要するに、そのように2万人弱の町に、そのホールが5カ所も本当に必要なかという議論にも、最終的には至るのではないかとというふうに、今、考えておるわけでございます。

そういった中で、利用者の皆さん方の利便性をできるだけ向上するように考え、そしてまた、現有資産をいかに有効に活用するかという観点から、耐震補強という選択をしたものでございましたので、ぜひとも、御理解いただきたいと思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 再度確認いたしますが、本来ならば予算に上げる前に全員協議

会等でこういう調査研究費に予算計上するとか、そういうふうなことも事前にお話もないまま、いきなり今年度の新年度予算に計上されておりました、私も総務文教委員会の委員でありますので、そのときに担当課長のほうへ説明したら、先程申し上げましたように、もう倒壊のおそれがないので耐震補強するというので、建てかえについては一切考えていないというような答弁がありましたので、やはり、しっかりとですね議論した中でですね、していただきたいと思います。

それでは、ちょっとお伺いいたしますけども、15年、合併前です、わかればいいんですけども、15年に、今のそこの公民館の利用状況と、それから、今25年度の、この前、町長のほうからも決算の見込額も発表されましたし、利用状況がわかればお願いいたします。

それと、もう一つ、耐震到達年度は何年であるかということをお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） あの、3月に唐突に出されたということでございますが、まさにこちらから、執行部のほうから出した予算や、要するに、まさに議案ですが、議案を審議するのが議会であり、なおかつ、その議会が総務文教常任委員会に負託をしてまで十分な協議議論をいただくという場があるわけでございますので、それは執行部から説明があったら、そこできちんと協議議論をしていただくのが、総務文教常任委員会のお仕事だというふうに思っておりますので、そのとき、事前に全員協議会で話がなかったというのは、この議会の議論といえますか、まさに議会制民主主義から言えば非常に十分な議論ができなかったということにはならないのではないかというふうに思うわけでございますので、今後とも、その議案の中で十分御審議いただいた、そしてそれを議決いただいたら、淡々と私たちはそれを執行していくということになりますので、議決をいただく前に十分な議論を議会の中でいただきたいというふうに思うわけでございます。

利用状況につきましては、事務局のほうから説明させていただきます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） ただいまの質問についてですが、合併直前の平成15年の数字は、今現在持っておりませんので、過去5年間の数字を答えさせていただきたいと思います。

大島町全体の公民館の状況を言いますと、平成21年から24年度までの数字で言いますと、5年間で、利用者数で言いますと11.6%程度、全体で落ちております。で、その中で久賀公民館がどうかと言いますと、5年間で14.8%落ちております。

したがって、人口の減少もあるでしょうけれども、20年に防災センターができて以降、平屋で1階に大ホールがありますので、そこを利用される方が非常に増えておるんだろうと思います。その結果、この久賀公民館については、2階の大会議室についてもですが、利用が減ってきておるというところですよ。

それで、もう一つ、耐震の到達年度とお聞きしましたが、耐震の到達年度のちょっと意味がよ

くわかりませんが、今の耐用年数のことを言われるんで、「耐用年数」と呼ぶ者あり）そうですか、ありましたら、これ昭和53年度に建設をしておりますが、そのとき久賀町では社会教育施設整備補助金をもらっております。2億8,000万円のうち4,800万円が、この補助金をもらっておるところであります。この耐用年数で言いますと50年です。現在、36年経過しておりますので、残り14年、耐用年数があるということになりますので、この建物を取り壊すということになれば、この補助金の返還の問題が出てくると思います。

以上です。（「耐震してからの年数じゃ」と呼ぶ者あり）

耐用年数でもって、そのまま取り壊すということにはならないと思いますけれども、新たに施設を別に建てるということになれば、この補助金というものが見込めないということになると思われま。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ただいま説明がありましたけれども、いろいろ予算も動いていることでありますので、私もとりあえず何も言う必要もないかと思っておりますけれども、しかし、やっぱりよく議論されてやるべきだと思います。

建物自身は、まだ倒壊のおそれはない、まだ利用できるというようなことであれば、せっかくそういうことを議論されるのであれば、図書館はそのままとか、あの建物も耐震補強して、やっぱりそういう避難場所として確保しないと。

公民館は、新たに、先程申し上げましたように、久賀高の福祉科がなくなった跡地に、部活で使っておりましたアーチェリーの練習場とか、かなりの用地がありますので、そちらのほうへ文化ホール的な、やっぱりそういう住民の皆さんが利用しやすいようなもの考えるべきじゃ、いい機会だったと思いますし、その補強した後は、教育部門とかをあそこに集約するとか、行って活用すれば、また生きてくるし、それから駐車場の確保とか、で、もう今の幹部交番も近くに、今自治会等で町民の皆さんの意見等もお伺いされておりますように、やはり、あそこへ今、幹部交番が、もし建設されるということになれば、やっぱり駐車場の確保というようなこと……（「吉田議員、ちょっと質問の内容と違う」と呼ぶ者あり）というようなことになろうかと思っておりますので、再度確認させていただきますけれども、要するに公民館の耐震補助に係るものにつきましては、現在、測量、設計、監理業務を発注しているので、公民館の関連については、今後検討する考えはないということですのでよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 仰せのとおりでございます。久賀公民館につきましては、もう設計を進めておりますので、補強をしていきたいと思っております。

要するに、今、吉田議員さんがおっしゃられることは、それは確かに新築で平場になるほうがいいということは、私もよくわかります。

しかしながら、物事には、町の進めていく事業には、いずれにしましても、当然費用対効果というものが必要でございます。そして、なおかつ、今、補強すれば使えるというものについては、学校も含めてみんな補強しておるわけです。補強がきかないということについては、まさに東和中学校や久賀中学校のように、補強がきかないものについては新築をいたしております。

だから、この久賀公民館が補強がきかないということになれば、それは、その議論が十分にされなければならないというふうに思いますが、学校も含めて、補強がきくものについては、補強をして安全性を高めていくというふうなことで行っているわけでございます。

学校は補強して、そして公民館は建てかえるというふうなことじゃ、なかなか整合性がとれないというふうに思っておりますので、この久賀公民館につきましては補強をし、そしてまた、先ほどからあった、その2階へ上がるのが大変苦勞をしているということについては、それはそれとしてから、また検討すればいいことだというふうに思っております。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員、よろしゅうございますか。

○議員（11番 吉田 芳春君） はい、ありがとうございます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩とります。10時30分まで。

午前10時22分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 4番、広田です。今回の一般質問、通告は1点目が医療、介護にかかわる法律改正について問題点を指摘し、対応を求める。これが1点目です。

そして、2点目、屋代川の浚渫を求める。

3点目が、やすらぎ苑の改修工事の入札について通告しております。

通告時点では、なかなか1点目の医療、介護にかかわる部分、非常に見えなかったと。しかし、18日に、一応国において採択という結果になりましたので、改めて要点をまとめながら、通告の趣旨に沿って行いたいというふうに思います。

今回の介護保険は、通告に書いている部分としては、本来のような、実は社会保障を本人と家族に責任を追いやり、国民の生存権と社会保障の充実そのものを明記した憲法25条を否定する

行為だと私は考えております。

その立場から、実際的に、今国会、つい採択された部分で変わる部分について、要点をちょっと報告したいというふうに思います。

一つは、要支援者の訪問・通所介護の保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえますと、これが1つです。

そして、2つ目、利用料を一定負担から——1割負担からですね、2割に引き上げますと。これは一定の所得者についてであります。

そして、特別養護老人ホームの入所に際しては、要介護3以上でなければ入れませんよと。ただし、「原則として」という言葉がついております。

そして、4点目、低収入で介護施設に入所する人に対して、今まで国が、介護保険等から補足給付というのがありよりでしたが、この縮小をするんだと。これが、介護部分の4つの点です。

そして、医療部分、病床の再編、削減を都道府県主導で推進する。従わない場合は病院名の公表、補助金の除外など制裁処置を行う。これが1つ目です。

そして、2つ目として、看護師に医療行為を委ねる研修制度を行うという2点目。

そして、3点目、医療事故を調査する第三者機関の設置、これが、大体まとめたものであります。

その中で、通告後、担当から、病院部分については非常に難しいというのがありましたので、実際的に病院部分は割愛して答弁されてもよからうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

さて、2点目であります。

2点目は、実際的に県河川、屋代川問題がなかなか進んでいないというのが実態です。言葉では、私は今まで羽越橋から川地橋のような浚渫を行ったらどうかということを指摘してきました。そして、特殊性、いわゆる今まで県工事の場合が、いわゆる非常に高くつく分が泥の撤去、これが非常に高くつくんで、実際的には進んでないのかなというふうに考えております。

やっぱり毎年同じようなところを工事するのではなしに、県に対して予算を増額してでも、あの県河川屋代川を一気にきれいにしようじゃないかという立場であります。改めて、今回、再度、しつこいようなですが、質問を通告しております。これが2点目です。

そして、3点目、これはやすらぎ苑の改修工事、今年度分についてです。予算的には2億2,510万6,000円という財源があります。それをもとに建てかえ工事を行います。

私は、土木工事においては3月議会でかなり厳しく、実際的に指摘したと。これは企業管理者も部長もそれぞれ知っておられるというふうに思います。それは、一つは下請金額について、やっぱり限度があります。基本的には4,500万円と、下請金額の上限額が4,500万円という

限度があります。

そういう中で、今回のやすらぎ苑の工事の場合、中身としては特定建設業の許可を受けるという次に、実際的には監理技術者の配置、これが求められております。この点では、事前に、例えば下請金額が4,500万円以上ぐらいに見られるときは、少なくとも監理技術者を置きなさいというのが法の趣旨だというふうに考えております。

そういう中から、今回の、いわゆる契約において、どういう状況だったのか、監理技術者の配置について求めたのか、求めなかったのか、これが1点目であります。

次に、低入札調査についてであります。

昨年春から試行的に、実は周防大島町のほうでは、最低制限価格を表示せず、実際的には低入札調査を開始するという状況が発生しております。それはそれで、町の契約監理課としては、私は当然ではないかというふうに考えております。

実際的に、その考え方は、やっぱりダンピングを防ぐ、良質の品質、そしてもう一つは、大きな課題としては下請いじめをしない、これが当時、昨年導入した基本的考え方ではないかというふうに考えます。

今回の入札において、実際的には通告のときには85%という表現をしておりますが、これは正しくないというふうに考えております。それは、町の契約監理課のほうが知っちゃよと思いますので訂正しません。実際的に、今回の入札は予定価格に対して、実は七十五、六%の状況ではないかというふうに考えております。

そういう中で、低入札調査、企業局として、これは低すぎるので、低入札調査をしようではないかとか、そういう動きがあったのか、なかったのか、その点について答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上、大枠3点について答弁を求めたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの医療、介護に係る法律改正の問題点について指摘し、その対応を求めるということについて御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

介護保険法と医療法等を一括して改正する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる医療介護総合確保推進法は、本年2月12日に国会に提出され、6月18日に参議院で可決、成立をしたところでございます。

この法案の概要でございますが、今も議員さんもおっしゃられましたが、医療介護総合確保推進法の主な概要といたしましては、医療法においては、病床機能報告制度の創設、地域医療構想の策定、在宅医療推進、医師確保支援等があります。

介護保険法のほうにおきましては、1として、要支援1、2の介護予防給付の訪問介護と通所

介護を地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業のほうに移行し、地域の実情に応じ、ボランティアなど多様な主体によるサービス提供を可能とするというのが1番でございます。

2番目に、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護3以上とするというものでございます。

3番目として、一定以上の所得がある人の利用者負担の割合を1割から2割に引き上げるというものでございます。

4番目として、低所得者——住民税非課税所帯の方ですが、低所得者の施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産を勘案するということが、今回の改正の主なものでございます。

個別の事案に対する本町の対応方針ということになりますが、今回の一括法に対する本町の個別事案の対応方針について御説明を申し上げます。

まず、医療法の改正につきましては、患者さんに対する影響につきましては、直接的には、特になくものと考えております。病床機能報告制度の創設に伴い、県による医療提供体制の構築が求められているため、その計画によっては、影響が考えられるものと思っております。

介護保険法の改正における要支援1、2の介護予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業のほうに移すと、移行するということに関しましては、人員基準とか運営基準等の緩和や事業費単価、そして利用料等を町が設定するということとなります。

移行に当たっては、平成27年、28年度は、移行可能な市町村から移行し、平成29年度から全ての市町村で実施をする、いわゆる激変緩和の経過措置が講じられていることから、利用者に対し、サービスを低下させることはないというふうに考えておるところでございます。

また、特養の入所要件を要介護3以上とすることにつきましても、新規入所者を原則として3以上の者に限定するとともに、要介護1、2であっても、認知症や障害を有する方など、やむを得ない事情によって特養以外での生活が困難と認められる場合は、入所を認めるということとされており、また、既に入所をされている方は、引き続き入所も継続できることから、大きな混乱は生じないというふうに考えております。

なお、本町の特養への入所については、申し込み順ではなく、各施設の入所判定委員会において、特養以外での生活が困難であると認められる者から順番に入所させているというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、医療介護総合確保推進法は、我が国の将来の持続可能な社会保障制度へ向けた試金石でありまして、病院、施設から在宅へという道筋が示されたものと考えております。

この在宅への流れを本気で進めていくためには、医療、介護のみならず、予防、生活支援、住

まい等の継続的で包括的なネットワーク、いわゆる地域包括ケアシステムの構築がますます必要になってくると考えておるところでございます。

このため、私は、今年度策定する第6次の介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけまして、誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、全力で各種取り組みを進めてまいり所存でありますので、どうかご理解を賜りますようお願いをいたします。

2番目の屋代川の浚渫でございますが、これは何度も御質問いただいております。屋代川の浚渫については、この議会の一般質問にもございましたし、また、自治会からも度々要望が出されております。町としても、その都度、県に対し予算を確保して、早期に改善を図っていただくよう、強く浚渫の要望をいたしております。

県からは、浚渫については、治水上の観点から、町内の県が管理しております河川全体の中で優先順位というか、優先度をつけまして予算要望し、そして実施をいたしておると。屋代川についても、毎年、計画的に予算要望を行い、実施をしてきたところであり、平成26年度も引き続き実施をする予定となっておりますというふうな返事を伺っております。

町としても、今後とも引き続き河川浚渫などの予算確保に努めていただくよう、これは県の河川でありますので、県のほうに強力に要望してまいりたいというふうに思っているところがございます。

やすらぎ苑のことにつきましては、管理者のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんのやすらぎ苑改修工事の入札についての御質問にお答えいたします。

建築における指名業者の選定につきましては、特定建設業の許可を受けているAランク7社とし、平成26年5月27日に建築工事と設備工事の指名競争入札（郵便入札）を実施いたしました。

開札の結果、建築につきましては、株式会社神田建設が、落札価格6,300万円、落札率74.5%で、設備につきましては、株式会社三光電気が、落札価格1億4,200万円、落札率97.7%でそれぞれ落札いたしました。

公営企業局では、地方公営企業法に基づき、町長から議会の議決事項等を除く業務に関しては委任を受け、独自性を持って運営しているところでございます。

入札につきましても、公営企業局の業務として、町の条例、規則の規定に準じ、必要に応じて契約監理課と協議しながら公正な指名競争入札となるように進めてまいりました。地方公営企業会計を適用し独立性を持って運営しています公営企業局にとりましては、少しでも赤字解消に努める上でも、より安いものを追及していることは必要であります。

また、一方で公共施設として、利用者の安全のためにも、よりよいものも追及していく必要があります。公営企業局では、入札価格の適正判断が困難なため、設計、監理をお願いしている株式会社松重設計に調査を依頼し、その結果、適正であるとの報告を受けております。

平成26年6月5日に契約を締結し、監理業務をお願いしている設計事務所が照査した後に、業者より工程表、現場代理人選任届等の提出がありました。

今後も入所者の安全を確保し、工事業者及び設計事務所と定期的に確認しながら、適正な工事を進めてまいります。改修後は、療養環境が整備され、利用者様へのサービス向上につながるものと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず最初の、医療介護法の成立を受けての地方自治体としての対応についてであります。

実際的に、介護保険が法律として施行され、実施されてから、今日のような財源について、例えば、いわゆる一つは通所及び訪問、これらが介護保険から外されるという事態が来るという部分について、実際的に町長は率直にどのように認識されているんですかということ、まず聞いておきたい。いいのですが、最終的には、どちらにしても地方自治体の財源範囲にかかわらざるを得ないと。

今までは、法律に基づいて財源が確保されておったが、将来的には、例えば国の得意の「特交で見ますよ」とかいろんなやり方で、実際訳が解らんような財源状況になってくる可能性があるというふうに私は見ております。

その点で、町長は介護保険法が始まって、今度6次になりますから、実際的にはかなりの年数が経過しました。そういう中で、当初、こういう枠の中で介護保険法に基づいてやりますよという中から、それは今までもいろんな大役がありましたが、実際的に介護保険から外すという状況が発生するという点について、財源を含めて認識を問うておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平成12年に介護保険法が制定され、実施が始まったわけでございまして、当時は、今おっしゃられたように要支援1、2も全てその介護給付の中にあつたというふうに認識いたしております。

当時は、それも含めて介護保険からの給付だというふうになつて、今も現在もそうなんです、そうありますので、それを今度は介護予防給付の訪問介護と通所介護、この2つを地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業のほうに移すということになりました。

言うなれば、これは移したからといって、この事業がなくなるちゅうわけじゃ、当然ないわけですが、主体が町のほうになるということではないかというふうに認識をいたしております。

今、御指摘がありました法から外すということには当たらないのではないかというふうに思っておりますが、要するに介護給付ではなくて、町の独自の自治体の事業としてということになるんだらうと思います。

ただ、その事業になるからといって、その利用者のほうに特段の作用はないというふうに思っておりますし、今おっしゃられたその財源について、これから町のほうに負担がふえるんではないかという御指摘ではないかと思いますが、そのようなことになるのであれば、非常に危惧をしなければならぬと思っておりますが、いずれにいたしましても、どんどん介護の総額全体がどんどんふえておる中で、いろいろな手を尽くしておるということだらうと思っております。だから、介護保険の法のほうから外すというふうには認識をいたしておりません。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも認識の違う部分かどうかわかりませんが、実際的には、将来的には財源を含めて地方自治体に負担を覆いかぶせるというのが、今まで、改正、改正と言って地方自治体の負担を避けて、国が負担を広げますよという改正は全くなかったわけですから、町長も長いこと町の職員を通じて、もうしっかり感じておられると思いますが、そうなったときの対応も含めて、これは必要なんですよということであります。

次に、特別養護老人ホームの入居に際してであります。

先程、私も町長も触れたところでありますが、原則として3以上については、いわゆる入居が対象ですと。3以下については、実は原則として、2、1について原則としても入れんよという状況。

ただ、読み上げた文章が特例部分を読み上げたんで、割と法律的にはいい部分もあるのかなど、救われる部分もあるかなというふうに考えたら、これも大きな誤りが起きるという点だけは指摘しておかんにやいけんというふうに思います。

結局は、1、2については入りにくくなっていくというのが現実的な流れになるだらうというのが、実際の合意です。そういう中で、実際に今1、2の方が何名おられて、いわゆる一般的にいう1、2の待機者が、これが何人ぐらい実際的におられるか、この調査の状況がわかれば、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 特養の入所者で要介護1、2ですが、要介護1が5人、要介護2が21人です。それと待機者ですが、要介護1が80人、要介護2が90人です。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これも度々触れちよるところですが、実際に施設要望をしても、

今の医療介護の状況ではダブって要望書を出すっちゃう、そこにも今あるんで、実数は非常にわかりにくいというふうに思いますが、1についても、当然、将来的には特養に入所したいという方は、実際的にかなりおられるんで、それは今後のいろんな中で町長の調査や、その部分が必要ではないかというふうな点だけ指摘しておきたいというふうに思います。

それと、私が言うことと町長が言うことが違うんですがですね、町長は将来的にはほとんど国からの財源確保はできるだろうという認識であります。私は、全体枠として、国が介護保険の利用料等を圧縮するための今回の法律改正だというふうに考えております。

そのところで、国が負担するか、結局は地方自治体、住民、いわゆる利用者に負担するか、こういう流れが主な流れじゃないかと、いわゆるつばぜり合いです。そういう中で町長は、いわゆる利用者等が増えるってしょうがなかろうか、ちゅうような、先程、単純に言うと、そういう答弁じゃなかったかというふうに、利用者が増えるから、全体としてそういう制度にならんやいけんのじゃなかろうか、というのが、先程の答弁というふうに聞いておきますが、実際的には、本当、私がいつも言うように、国民健康保険との関係でも、何でもですが、やっぱり国の悪い部分、悪政推進の部分については、やっぱり地方自治体の長が先鞭に立って、いわゆる救っていかんにやいけんちゅう、いわゆる部分が大きいんで、この点は指摘しちよきたいというふうに思います。

次に入りたいというふうに思います。

次は、屋代川の浚渫です。この間調査した内容が、本会議初日に、県のいわゆる事業費の状況が配布されておりました。僕が聞いた範囲と大体一緒だったなというふうに思います。これで、所管課から見たら、積み上げてみたら結構工事をやってるなというのが率直な答弁かもわかりませんが、実は、屋代川については、結構進まないというのが状況なんです。いいますのは、県の考え方が、結局は草刈りでええんじゃないかという発想で、浚渫、泥の撤去までは必要ないんじゃないか。いわゆる工事を行うところには泥から撤去しますよって毎回書いております。ほいじやが、実際的には泥をほとんど捨ててないというふうな状況がずっと続いております。その点で、何でかという部分が、まずわかれば、所管課のほうから答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 屋代川の浚渫の件でございます。

もう毎年というか数年前から屋代川の浚渫については議会の一般質問などで質問されておまして、私も歴代の部長からの答弁をいろいろ読ませていただきまして、なかなか進んでないということという御指摘でございますが、それなりに毎年予算も積んで浚渫もしていると思います。

ただ、もう少し深く掘ったらどうかという意味だと思うんですけど、柳井土木事務所のほうに

いろいろ話をしてみますと、余り深く掘るのも根入れの関係で掘れないと。今、流量の川の断面があるんですけど、その断面は十分クリアしてるということもございまして、最低限の浚渫はしておると。それ以上掘ると、今度は防災上もなかなか根があらわれますので、そこをちょっとまあ、いろいろ検討した結果が今の状況というふうに県の土木事務所から聞いております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 結局、今みたいなやり方では、その年度の翌年度か、もしくは翌々年度には、既に新たな予算をつけて、同じところ、これをやらんにゃいけんという流れになります。それでも、かつて二、三十年前、いわゆる二、三十年前は屋代川を愛する会とか、近所の人が出て、いわゆる草刈り等やっておられました。しかし、その方々が二、三十年たてば何歳になるかといえ、若手で70歳になるんです。20年たてば、当時50歳の人が70歳になって、実際的に危険箇所に行くと非常に危険だという年齢にずんずん達しておるとというのが状況です。だから、私は度々県に対して積極的に要請をするべきじゃというふうなことを言っております。

それで、私は、変なことを言えば、これは全く党の見解とは違うんですが、例えば県事業に対して負担金制度がありますね、県事業に対して負担金制度。いわゆる、例えば道路、そのほか港湾、そういうのは負担金制度がありますが、それも私は屋代川に限っては協議してもええ時期にきちよるんじゃないかなと、進める方向として。実際的には、今ないのは知っちゃいますが、じゃけ、それも含めてやらんとなかなか進んでいかんんじゃないかちゅうんが屋代川の実態じゃないかなというふうに考えとりますが、その点での町長の考え方、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 県工事全体の負担金制度のことだというふうに、今、思っておりますが、県工事に対する負担金については、これは長年のずっと歴史がありまして、一時的に負担金制度を決めておるというわけではないと思います。当然、県の内規や条例等に基づいて、負担金が課せられておるところがあります。

ただ、これは、今のような維持管理などの単独県費事業の中に負担金が必要だというものではなくて、大体、新たにつくるものとか大規模な改修等については負担金が発生するというものがあります。

今、おっしゃられるように、負担金はかけずに、独自で県でやっていただくというのは、これは、それが一番いい話でありまして、ほかにも県の要望がたくさんありますが、それらの中で負担金の率をできるだけ少なくしてほしいということは、それは町の財政状況からすれば、それは

言うべきだというふうに思っております。

それと、もう一つの屋代川をもっとこうがっさり掘ったらどうかということですが、今、部長からも答弁がありましたように、当然、その河川断面というのを計算し、その河川断面から浅くなっているところ、言うなれば、そこを、どういいますか、基準まで掘り下げるといふようなことの基準でもって、多分設計をし、そして発注しておるんだらうと思います。

見た目、もうちょっと底まで掘ってから、がっさり掘ったほうがいいんじゃないかというのは、今、議員さんだけではなくて自治会のほうからもお聞きしたこともございますが、これらについては、当然、その県の土木事務所のほうの技術的な見地からもそういう基準になっておるんじゃないかというふうに思っております。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 旧大島町だけではなしに、あのああいう河川が広さ、長さ含めて結構周防大島を代表する河川です。少しでもきれいな河川、県はどうも環境美化では考えてないみたいなので、ぜひとも引き続き要求、これを起こす以外にないんで、引き続き町長のほうから県に対して要望してください。ぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次に、いわゆるやすらぎ苑の改修工事について質疑をします。

私のほうも、ずんずんマニアックといえますか、建設業法あり、色々あり、非常に一議員としては非常に難しい部分の質疑だろうというふうに私自身は思うております。それで、さっき企業管理者が言うた部分で答弁されたのが、いわゆる分割発注で建設部門の入札率、それで設備等の入札率、報告がありました。が、実際的に、あくまで今回の入札については、特定建設業の許可を受けた者で入札を呼びかけたということでもあります。

それで、実際とこには、監理技術者の配置、これを私は必要性があると、いろんな中身を見て、これは必要があるんじゃないかというふうに見ておりましたが、監理技術者の配置については、これを求めないという判断に立った理由について報告を求めておきたいと。

いいますのが、4,500万円以上については、実際的にはもうそれと類似額については監理技術者を置きなさいというのが建設業協会、町がいろいろ持っております、いろいろな資料を見てもそういうふうになっております。

今回、消費税を含めて4,500万円以上にはなりませんよという判断等については、下請金額、何があったのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの質問にお答えします。

まず、建設業工事に5,000万円以上につきましては、現場代理人または主任技術者、監理技術者を置かなければいけない。で、なおかつ4,500万円以上の下請工事の場合には監理技

術者を置かなければならない。

今回の場合、当然、6,200万円という工事ですので、主任技術者か、または監理技術者を置かなければならない。だけど、一応、6月10日の第1回の建設会社、設計事務所を含む私どもの打ち合わせ会の中で、一応建設会社のほうから下請工事は4,500万円はいきませんと、パーセンテージにしても50%程度でおさめますということでありましたので、一応主任技術者でよろしいという判断をして現在に至っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それともう一つが、今回の入札後の、実際的には低入札調査についてはやられたのか、やられてないのか、この点が、例えば町の工事等については要綱があって変更しております。で、実際的な入札率が七十何%といった当然低入札調査の、いわゆる状況です。

それで、実際的に公営企業局としてどうだったのかという点について答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） おっしゃいますように、落札価格74.5%ということで、町のほうの低入札価格調査制度の様式に当てはめると、今回の工事は84.5%ということで、10%余り低い金額で落札したわけでございます。

したがって、私どものほうとしましては、設計、監理を委託しております松重設計にお願いしまして、落札業者と面談の上、一応理由書、内訳書等々の書類を提出していただいて、調査をして問題がないという報告を受けましたので、正式に契約をしております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の入札状況について、町の場合は町、周防大島町が実施する場合は、それぞれコンサル任せではなしに、実際的なきちっと表を求めて、表に基づき調査をします。

それで、御承知のように、町の場合は、例えば9件あります。調査書及び今回の価格により入札した理由、2つ目が、工事費総括表及び内訳書、そして3点目が手持ち工事の状況、そして手持ち資財の状況、5点目が購入予定資財の状況、6番目が手持ち機械の状況、7点目が労務者の確保計画、8点目が過去に施工した公共工事、そして9点目が下請予定業者の状況ということが、それぞれ表になって、それぞれが出された数値が大体見てから、一番大きな部分は、やっぱり下請業者に対するしわ寄せをしないということを状況にやります。これが町の施工規則なり、内容であります。

そういう部分で、公営企業局としては、そういう部分から松重設計、コンサルにきちっとそれをやられたのか、依頼したのか、それとも漠然とした調査を依頼したのか。それで大体中身がわかるんですが、それが今、資料等がございますか。あつたら、この項目については何%だったからセーフ、この項目については何%だったからセーフという格好で答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 調査につきまして、確かに町のほうではアからコまで10点ほどの調査を求めて提出してるということになっております。

私どものほうとしましては、一応、松重設計のほうにお願いしまして、工事内訳書及び理由書、あと労務者の確保計画等々を提出していただいて、その上で松重設計からの工事に支障はなく品質管理についても問題ないと思われるということで報告書を受けております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 企業管理者のほうから、最初に公営企業法にのっとして、いわゆる利益をある程度追及する企業局としては、公営企業法のほうから外れちゃおらんという答弁があつたが、これはちょっといかなものかという部分もあるので、それはちょっと再質疑をしちよきたいというふうに思います。

最近、昨年3月から特に、実際的には町のほうがこういう調査票に基づき、調査し出した考え方は、やっぱりきちっとした製品を、建築を、きちっとした価格を保障することによって初めて下請業者にしわ寄せを送らないとか、そういう大前提で私は町のほうが制度を変えた、変えたんですね、これは、変えたというふうに、私自身は考えております。

それで、実際的に御承知のように、公営企業法に基づく企業局の中身としては、どうしても町の方向性と違う部分、例えば議決対象事項についても実際的には議会の同意が必要ないでしょ、いわゆる議決が必要ないという部分が結構あります。

そういう中で、やっぱり私は、それは当然時間との関係もあるかもわかりませんが、やっぱり普通日常的に町との契約監理課との連携、私は必要な内容である、今後、本当に必要じゃないかというふうに考えておりますので、その点での答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） どうも誤解があつては濟いませんが、より安いものを追及していくということは、当然、安全であつてちゃんとしたものをつくってくれるということが最低限ですし、議員さんの御指摘のように、町とは常に、特に契約監理課とは協議しながらやっております。

先ほどの10項目につきましても、契約監理課を通していろいろ聞きながらやっています。自分でやるということは、ほとんどありません。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 大体、一般質問は早く切り上げてほしいという議員さんが多いので、今回は45分、時間短縮でやらせてもらいましたが、将来にわたって、私はそれぞれですね、例えば第1番目の通告、介護保険法の改正の関係も今度6次ですが、実際的にはずんずん厳しくなってくるということは紛れもない事実と思います。

それで、屋代川についても、町長自身が積極的に県に要請していくということも非常に大事な項目です。

そしてまた、最後の部分については、実際的に去年から内容、町のほうは変わりましたので、やっぱり町のほうの内容を精査してからやっていきたい。

ただ、今回、2億2,510万円、これも当然、入札残があって圧縮はできると思いますが、実際的には50床である以上は、かなり運営が厳しいというのは引き続いてあるんで、ぜひとも引き続いて運営のほうは努力していただきたいということによって質問を終わります。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。11時30分まで。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第3、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑は、6月12日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第11号

○議長（久保 雅己君） 日程第4、議案第11号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

お手元の平成26年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年5月17日、町立大島病院に常勤の眼科医が着任し、今後、眼科手術を行うに当たり、必要な機器を整備するため補正するものです。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、大島病院の眼科用医療機器9品目の購入費として1億932万円増額補正しております。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、眼科用医療機器購入費の財源としまして病院事業債及び過疎債を見込み、1億930万円増額補正しております。

支出につきましては、先程第2条の業務の予定量で御説明申し上げました眼科用医療機器購入費といたしまして1億932万円増額補正しております。

2ページをお願いいたします。

第4条の企業債につきましては、先程第3条の資本的収入で御説明申し上げました1億930万円の増額補正し、起債の限度額を合計で11億7,510万円としております。

第5条の重要な資産の取得につきましては、取得する資産として、機器4品目上げております。

附属資料といたしまして、3ページ以降に、補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は、8ページの平成26年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、9,141万8,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。お願いします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、資本、いわゆる資本的収入を1億930万円ということで

予算を上程しております。それで、実際的には、今年度末の事業債の動向、これが93億2,249万5,000円ということになりますね、実際的に、違う。それじゃ、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

貸借対照表で見ると、企業債、いわゆる固定の分が93億2,249万5,000円ということですので、実際的な内訳、企業債と過疎債、これの内訳の動向ということで求めておきたいというふうに思います。

それと、企業債、いわゆる流動部分を5億9,056万8,000円、これも間違いかもわかりませんが、これが、いわゆる一時期補助等で組んでいた合併特例債の部分じゃないということで、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんお尋ねの企業債の9ページの早見表の中の固定と流動でございますけれど、この4月で地方公営企業法の改正が行われまして、今まで企業債は一本で上がっておりましたけれど、来年度27年度に返還する額が5億9,000万円、それ以降、28年度以降も残っている企業債の残が93億2,249万5,000円ということで、今年度末の企業債の残は、合計しますと99億1,306万3,000円ということになります。

過疎債と病院事業債の残でございますが、過疎債のほうは32億3,632万4,000円、病院事業債のほうは65億5,063万9,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、実際的には4機種の購入ということでありまして、白内障硝子体手術システムその他ということではあります。白内障硝子体手術システムその他ということではあります。それで、実際的な入札までの流れ、入札について、実際的にどのような方法をとろうとするのかという部分について答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 一応、単品に20万円以上の資金的につきましては入札を行うようにしております。

今、700万円以上のものは4品目ですけれど、全てを網羅しますと9品目を購入予定でございます。これは、あらかじめ、私どもの全国自治体病院共済会という全国的な組織がありますので、そちらのほうで全国で、仮に日本アルコンの白内障硝子体手術システムが幾らぐらいで落札されているかということで管理者のほうにお願いして、一応、うちの落札価格を決定しまして、一応7社で入札会を行う予定にしております。

きょう、御議決いただきましたら、早速すぐ業者に通知しまして、手術には間に合うようにしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 事前に調査したときに、実際的に今回の機器については、機器購入、資本的収支の部分です、これについては、過疎が間に合わんで、実際的には企業債で当面要請していくと。そういう中で、2分の1については、過疎適用ということで聞いておりますが、そういう流れでよいのかどうなのか、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 既に、起債の申請1回目は終わっておりますので、追加で町の財政課のほうとお話しして、一応、過疎債50%、病院事業債50%で追加で申請しているということになっております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第11号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 発議第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚谷洋一議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 広田清晴議員、魚原満晴議員の賛成を得て、今期定例会へ提出いたしました発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案の理由を申し述べ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

国内最大級の感染症であるB型、C型ウイルス性肝炎の患者は、全国で350万人以上にも上る状況にあります。肝炎治療特別促進事業として実施されている医療費助成制度において、山口

県では約3,000人が認定を受けています。

しかし、現在の治療は肝硬変や肝がんへの進行を予防することを目的としていることから、医療費助成制度の対象から外れている患者が相当数に上っています。特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況にあり、生活に困窮をきたしています。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準が極めて厳しく、患者の実態に沿ったものになっていない状況にあります。

こういった状況下にある患者に対する医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であるため、意見書を提出しようとするものです。

議員各位におかれましては、意見書の提出につきまして御理解をいただき、御賛同をいただきますようお願いいたしまして、提出理由の説明といたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、挙手による採決を行います。発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第6. 議員派遣について

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて平成26年第2回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 広田 清晴

署名議員 荒川 政義